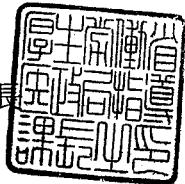


医政指発第1122002号  
健 疾発第1122001号  
平成16年11月22日

社団法人日本病院会会长 殿

厚生労働省医政局指導課長



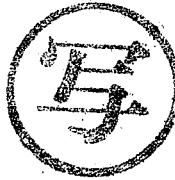
厚生労働省健康局疾病対策課長



### 透析医療機関における院内感染対策の推進について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願ひします。

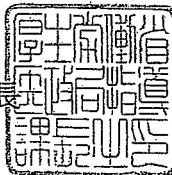
大



医政指発第1122001号  
健 疾発第1122001号  
平成16年11月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省健康局疾病対策課長



### 透析医療機関における院内感染対策の推進について

透析医療施設における院内感染対策については、これまで平成16年2月20日付け医政指発第0220001号・健疾発第0220001号貴職あて厚生労働省医政局指導課長・健康局疾病対策課長連名通知「透析医療機関における院内感染対策の推進について」等により、医療機関の適正な対処方指導をお願いしているところであるが、今般、「透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル（改訂版第2刷）」が、社団法人日本透析医会、社団法人日本透析医学会、日本臨床工学技師会及び日本腎不全看護学会の協力の下、厚生労働科学研究「院内感染を防止するための医療用具及び院内環境の管理及び運用に関する研究」の分担研究「透析に関する院内感染対策」（分担研究者：秋葉 隆・東京女子医科大学腎臓病総合医療センター教授）によりまとめられた。

本マニュアルは、先般米国疾病対策予防センター（CDC）より透析による感染拡大の可能性が指摘されたウエストナイルウイルスへの対応方法をはじめ、透析医療に係る最新の科学的知見について記載されているので、貴職におかれでは、貴管内において透析医療を行っている病院及び診療所に対して、院内感染対策の指導方引き続きお願いするとともに、本マニュアルを周知徹底し、正しい知識の啓発普及に努めていただくようお願いする。

なお、同マニュアルについては、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) から閲覧可能であるので、御了知の上、関係者への周知方について特段の御配慮をお願いする。